

2 質の高い医療サービスの安定的確保の推進2（医療体制の充実）

誰もがいつでも安心して良質かつ適切な医療サービス等を受けることができるよう、医療法等に基づき、病院や医薬品販売業者等に対して監視・指導等を行う。

（1）医事監視指導（平成8年度開始 令和6年度予算：188千円 市単独）

【事業の目的・内容】

市民が良質かつ適切な医療を受けることができるよう、病院，診療所，助産所，施術所，歯科技工所及び衛生検査所に対し，医療法等に基づき，各種申請等の許可等を行うとともに，施設の立入検査を実施する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
医療法，歯科技工士法，臨床検査技師等に関する法律， あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律， 柔道整復師法，死体解剖保存法， 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例	総務課 地域医療グループ

《実 績》

① 医療施設等数（各年度4月1日現在）

年度	病 院	一 般 診療所	歯 科 診療所	助産所	施術所 ※1	施術所 ※2	歯 科 技工所	衛 生 検査所
R 1	31	432	311	14	405	226	120	10
R 2	31	434	310	14	413	226	121	10
R 3	31	437	309	18	419	224	119	10
R 4	33	438	304	15	423	231	117	10
R 5	32	440	303	21	426	232	118	10
R 6	32	441	296	21	428	236	116	10

※ 1 あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律に基づく
施術所

※ 2 柔道整復師法に基づく施術所

② 立入検査，許可・届出等件数（令和5年度）

	病 院	一 般 診療所	歯 科 診療所	助産所	施術所 ※1	施術所 ※2	歯 科 技工所	衛 生 検査所
立入検査	32	12	0	-	-	-	-	0
開設許可	0	16	5	-	-	-	-	0
変更許可	45	143	3	-	-	-	-	0
使用許可	22	0	0	-	-	-	-	-
開設届等	0	9	10	4	16	18	1	1
変 更 届	11	133	41	0	32	51	4	7
休 廃 止 等 届	0	25	24	4	15	18	2	1

※ 1 あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律に基づく
施術所

※ 2 柔道整復師法に基づく施術所

③ 死体解剖許可件数

令和5年度 0件

④ 医療相談窓口の設置（平成17年度開始 令和6年度予算：3,537千円 市単独）

【事業の目的・内容】

患者・家族と医療機関との信頼関係を構築するとともに、医療の質と安全を確保するため、医療相談窓口を設置し、医療に関する相談や苦情に対応する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
医療法，医療安全支援センター運営要領について （平成19年医政発第0330036号）	総務課 地域医療グループ

《実 績》

相談受付件数 (件)

年 度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
苦 情	44	36	30	41	50	21
相 談	443	445	449	441	427	453
合 計	487	481	479	481	477	474

(2) 薬事監視指導（平成8年度開始 令和6年度予算：49千円 市単独）

【事業の目的・内容】

医薬品等の適正な管理を確保し、それらに起因する健康被害の発生を未然に防止するため、医薬品販売業者等を対象として許認可等事務処理及び立入検査を実施する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律	総務課薬事グループ

《実 績》

① 薬事関係業態数（各年度4月1日現在）

年度	薬局	薬局医薬品製造業	薬局医薬品製造販売業	店 舗販売業	高度管理医療機器等販売(貸与)業	管理医療機器販売(貸与)業
R 2	246	18	18	100	319	2,034
R 3	258	18	18	105	338	2,036
R 4	266	16	16	117	350	2,078
R 5	267	15	15	124	363	2,119
R 6	269	13	13	128	375	2,147

② 立入検査、許可・届出等件数（令和5年度）

	薬局	薬局医薬品 製造業	薬局医薬品 製造販売業	店 舗 販売業	高度管理 医療機器等 販売(貸与)業	管理医療 機器販売 (貸与)業
立入検査	92	3	3	49	73	—
新規許可等	15	0	0	6	28	62
更新許可	42	4	4	8	111	—
変更届	1,023	0	0	583	217	66
休廃止等届	16	2	2	3	16	14

(3) 薬事関係経由事務（平成8年度開始 予算：県委託金）

【事業の目的・内容】

市内に所在する県管轄業者の事務手続きを迅速かつ適正に行うため、必要な手続きの説明や書類審査及び書類の受付を行う。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、毒物及び劇物取締法、麻薬及び向精神薬取締法大麻取締法、覚せい剤取締法 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例	総務課薬事グループ

《実 績》

① 薬事関係（経由事務）業態数（各年度4月1日現在）

年度	地域連 携薬局	卸 売 販売業	配 置 販売業	再生医療等 製品販売業	麻薬施用 施設	麻薬研 究施設	麻薬売・ 小売業者
R 2	—	88	22	5	251	12	189
R 3	—	89	21	5	241	10	207
R 4	9	83	20	6	250	10	221
R 5	12	78	18	7	242	16	217
R 6	16	74	16	7	236	12	222

② 許可・届出等件数（令和5年度）

	地域連携 薬局	卸 売 販売業	配 置 販売業	再生医療等 製品販売業	毒物劇物 取扱者試験	麻薬 取扱者
新規許可・届出	4	5	1	0	—	565
更新許可	9	13	4	3	—	—
変更届	1	42	0	6	—	144
休廃止等届	1	9	1	0	—	110
そ の 他	2	9	60	0	13	1,410

(4) 薬物乱用防止(平成8年度開始 令和6年度予算:1,119千円 一部県委託金)

【事業の目的・内容】

薬物の乱用による被害を未然に防止するため、市と関係団体等で構成する宇都宮市薬物乱用防止連絡会議を設置して、連携協働体制による薬物乱用防止の啓発事業を実施するとともに、相談窓口の運営と栃木県薬物乱用防止指導員の育成指導を行うことにより、薬物乱用防止に係る正しい知識の普及啓発を行う。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
薬物乱用防止対策事業実施要綱, 栃木県薬物乱用防止啓発事業交付金取扱要領, 宇都宮市薬物乱用防止連絡会議設置要領	総務課薬事グループ

《実 績》

① 薬物乱用防止連絡会議の設置運営(平成22年12月17日設置)

目的：薬物乱用防止の啓発活動を実施する関係機関及び関係団体が連携し、薬物乱用防止対策の推進を図るため設置する。

構成：一般社団法人宇都宮市薬剤師会、特定非営利法人栃木ダルク、宇都宮保護区保護司会、一般社団法人栃木県医薬品登録販売者協会、宇都宮市青少年巡回指導員会、栃木県麻薬協会、宇都宮おおるりライオンズクラブ、宇都宮中央ライオンズクラブ、栃木県薬物乱用防止指導員、宇都宮市教育委員会事務局、宇都宮市保健所

会議の運営：5月29日 宇都宮市薬物乱用防止連絡会議開催(宇都宮市保健所)

昨年度啓発活動の取組状況報告、今年度の事業計画

事業の実施：薬物乱用防止出張教室等

ア 各種イベントにおける啓発活動の実施(令和5年度実績)

6月24日 栃木SCホームゲーム(参加6人, 配布2,000部)

7月8日 宇都宮市社会を明るくする運動, 青少年の非行・被害防止全国強調月間推進市民のつどい(参加5人, 配布500部)

7月22日 栃木SCホームゲーム(参加5人, 配布2,000部)

10月22日 栃木SCホームゲーム(参加9人, 配布2,000部)

イ 薬物乱用防止出張教室の開催

◇小中高生を対象

文部科学省通知により、「薬物乱用防止教室」を中高生に対しては年1回、小学校においても年1回は開催するよう努めることとされている。

・講 師：栃木県薬物乱用防止指導員又は学校薬剤師等

・内 容：「薬物乱用はダメ。ゼッタイ。」をテーマに講話及びグループワークを実施

《過去3年の実績》

	参加校数			参加者数		
	R3	R4	R5	R3	R4	R5
小学校	6	13	9	326	904	558
中学校	12	12	9	6,616	4,784	4,486
高等学校	7	4	6	2,737	2,140	3,105
特別支援学校	3	4	3	118	134	121
合計	28	33	27	9,797	7,962	8,270

② 栃木県委託事業の実施（令和5年度交付金：456千円）

ア 薬物相談窓口の設置

薬物乱用の予防啓発の観点から、薬物に関する一般的な相談に対応

[薬物相談窓口受付件数]

年 度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
相談件数	2件	1件	2件	1件	2件

イ 普及啓発事業

栃木県薬物乱用防止指導員・中学生等と連携した啓発活動（中止）

ウ 栃木県薬物乱用防止指導員の育成支援（平成24年度～）

栃木県知事に委嘱された栃木県薬物乱用防止指導員に対する講習会の開催

- ・開催日時：令和6年2月22日（木）
- ・会 場：宇都宮市保健所 3階 大会議室
- ・参加者数：30名
- ・内 容：非営利活動法人栃木DARK 代表理事 栗坪 千明氏
による「薬物乱用の現状」の講義

<参考>栃木県薬物乱用防止指導員制度

令和5年度の指導員数：県内139名（市内18名）

③ 専門学校と連携して作成した「マンガリーフレット」の活用（平成27年度開始）

平成27年に危険ドラッグを題材とした薬物乱用防止啓発マンガを大学と共同で作製し、小中学校の保健の授業や薬物乱用防止出張教室の教材として活用してきたが、令和2年度には、社会問題となっている大麻等の違法薬物の検挙率増加や市販薬の乱用などの傾向を踏まえて内容を刷新し、啓発対象となる若者に共感を得やすいよう宇都宮メディア・アーツ専門学校にマンガ作成を依頼し、スポーツチームとの協同により手に取りやすいマンガリーフレットを製作した。

*令和5年度の活用実績

- ・市内の新小学5年生全員に配布
- ・栃木SCホームゲーム来場者に配布

④ 薬物乱用防止啓発学生ボランティアの活動支援（平成27年度開始）

ア 薬物乱用防止啓発ボランティアチーム「Team No Drugs」による活動
新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から活動休止

イ 薬物乱用防止啓発活動への参加（宇都宮大学・宇都宮共和大学において募集）

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から活動休止

（５）自動体外式除細動器（AED）の普及啓発（平成17年度開始

令和6年度予算：50千円 市単独）

【事業の目的・内容】（薬事グループ）

平成16年7月1日から一般市民による自動体外式除細動器（AED）の使用が認められたことから、普及啓発活動を実施する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について（平成16年医政発第0701001号）	総務課薬事グループ

《実績》

① 市有施設におけるAEDの設置状況（各年4月1日現在）

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
設置施設数	232	234	234	234	234	234

② 「宇都宮市AED登録ステーション制度」の実施（平成28年4月開始）

ア 対象者 市内に所在する事業所等のうち、次の「(イ)登録要件」を満たす施設

【事業所等の例】

・商業施設や集客施設などの多数の市民が利用する施設など

イ 登録要件

- ・AEDを設置し、適正に維持管理していること。
- ・従業員等に、救命講習等の受講者がいること。
- ・営業時間内において、速やかにAEDを提供できること。
- ・AEDの登録に関する情報を公開することに同意できること。

ウ 登録施設数 123施設（令和6年4月現在）

エ 内 容

- ・AED設置事業所からの申請に基づき審査を行い、登録した事業所に「宇都宮市AEDステーション」であることを示すステッカーを交付する。
- ・登録した事業所等のAEDに関する情報を市ホームページや広報紙等で公表するとともに、119番通報があった際に、通報者の近くにあるAEDを案内するなどの情報の活用を行う。

③ 「宇都宮市AED貸出制度」の実施（平成28年12月開始）

ア 貸出対象行事 次のすべての要件を満たす行事

- ・市内で開催され、行政機関または団体が主催し、市民が参加する体育行事、祭典、式典、講習会その他の各種イベントであること。
- ・営利を目的としないこと。
- ・政治的・宗教的目的を有しないこと。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
 - ・第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる行事でないこと。
- イ 貸出要件 対象イベントの開催期間中、次のいずれかの者が当該イベントに配置されていること。
- ・医師，看護師，保健師
 - ・消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防本部その他の機関が実施するAEDを使用した救命講習を修了している者
 - ・その他市長が認める者
- ウ 貸出期間 対象イベントの開催期間及びその前後2日間
- エ 貸出台数 3台
- オ 貸出実績 11行事（令和5年度）

④ AED講習会

- ア 対象者 AEDを設置している市施設の職員等
- イ 受講者数 令和5年度 4回開催 111人受講
- ウ 内 容 ①応急手当WEB講習会（e-ラーニング）
②応急手当講習会（中央消防署）

(6) 献血量の確保・献血の普及啓発（昭和44年度開始 令和6年度予算：217千円市単独）

【事業の目的・内容】

国、県、採血事業者等と連携し、献血量の確保を図るとともに、献血についての正確な情報を伝達し、市民の献血への理解を深めるなど献血事業の推進を図る。

根 拠 法 令 等	主管課・係
安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律、 血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図る ための基本的な方針	総務課薬事グループ

《実 績》

- ① 献血日程の広報誌への掲載（毎月）
- ② 献血推進運動の周知（広報紙・オリオンスクエア大型映像装置による周知、地区市民センター等へポスター送付）
 - 7月 愛の血液助け合い運動
 - 8月 チャレンジ！400ml 献血&成分献血キャンペーン
 - 1月 はたちの献血キャンペーン
- ③ 本市の献血者数（赤十字血液センター母体、献血ルームを除く）

ア 実績 (目標, 実績:人 達成率:%)

年度	全 血 献 血						総 数		
	200ml			400ml			目標	実績	達成率
	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率			
R2	923	1,826	197.8	10,629	9,482	89.2	11,552	11,308	97.9
R3	956	1,627	170.2	10,986	9,450	86.0	11,942	11,077	92.8
R4	820	1,654	201.7	10,619	9,944	93.6	11,439	11,598	101.4
R5	756	1,515	200.4	9,782	10,360	105.9	10,538	11,875	112.7
【参考】 R6 目標値	743	—	—	9,625	—	—	10,368	—	—

イ 献血者数年次推移 (人)

年度	全 血 献 血		総 数
	200ml	400ml	
R1	1,422	9,926	11,348
R2	1,826	9,482	11,308
R3	1,627	9,450	11,077
R4	1,654	9,944	11,598
R5	1,515	10,360	11,875

(7) 献血団体の育成（昭和 60 年度開始 令和 6 年度予算：192 千円 市単独）

【事業の目的・内容】

自主的かつ組織的に献血を行う団体（献血会）の育成を図り，血液の計画的な確保を推進する。

根 拠 法 令 等	主管課・係
宇都宮市献血報償金交付規則，宇都宮市保健所献血会会則	総務課薬事グループ

《実 績》

献血会に対する献血報償金の交付

・1年間に延べ25人以上の献血を行った献血会に対して，報償金を支給する。

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
全団体数	40	40	40	40	39
交付要件を満たした 献血会数 (うち交付実績)	23 (21)	18 (16)	22 (16)	23 (17)	22 (14)